# 一般社団法人日本口腔内科学会　代議員選出規程

（平成 27 年 6 月 15 日制定）

（平成 30 年 9 月 13 日改定）

（目的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人日本口腔内科学会（以下「本会」という。）定款第 5 条に基づき、法人法上の社員としての代議員の選任等に関し、必要な事項を定めるものである。

（定数）

第 2 条　この法人に、50 名以上 200 名以内の代議員を置く。

（選出）

第 3 条　代議員は、本会正会員の中から次の各号の選出方法によって選出され、社員総会で承認された者とする。

1）代議員の選出は、本会全正会員による選挙により行うものとする。代議員候補者は、本会正会員 2 名の推薦を受け、所定の届出を行った者とする。

ただし、代議員において新代議員選挙を辞退されない限り、継続の意思があったものとしてみなし、立候補したものとみなす。その際、上記届出は不要とする。

2）選挙は、所定の届出を行った者について、郵送による信任投票とし、有効投票数の過半数をもって決する。なお、届出者が前条の定数に満たない場合は、届出を行った者全てを選出するものとする。信任を受けた者が前条の定数を超えた場合には、本会会員歴の長い者から選出するものとする。

（選挙権、被選挙権）

第 4 条　選挙権及び被選挙権は、本選挙の公告日において本会正会員であった者が有するものとする。

（任期等）

第 5 条　代議員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（選挙管理委員会の設置）

第 6 条　代議員の選出のため、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会規定については、別に定める。

（報酬）

第 7 条　代議員は、無報酬とする。

（改廃）

第 8 条　この規程を改廃する場合は、理事の発議により規約改定委員会で協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。